

承継職員の退職金の予算は

「文科省が支弁するわけではない」

文部科学省が「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」

文部科学省が4月に

「業務運営に関するFAQ」を改訂

大学当局が、2年前に人事院勧告水準を上回る給与支給をあくまでも拒絶する根拠として最終的に示してきた理由は、「教職員が退職するときに支給される退職金の予算が措置されなくなるのか。」

Q28. 承継職員等の給与を運営費交付金から支出しなければ当該職員の退職金相当額の予算が措置されなくなるのか。

A28. 退職金の予算措置の対象となるのは、承継職員(国立大学法人法附則第4条の規定に基づき、国の職員から国立大学法人の職員に移行した者)及び承継職員の退職に伴う補充職員(以下、「承継職員等」という。)として整理され、退職金対象者台帳に掲載されている職員であり、給与がどの経費により支弁されているかを問うていません。

職手当相当額を文部科学省が措置する際に、文科省の人事記録に掲載されている職員に対して文部科学省の書が、このFAQのうちの、Q28(左記)です。退職手当は、あくまでも各法人が重大でその基準よりも給与

(同FAQ24にもあるように)各法人が決定するものです。ところが文部科学省は、「退職金対象者台帳に掲載」された職員に対して、その基準で算定した相当額を交付するが、退職手当そのものは「どの経費により支弁されているか問うていない」ことから、各大学が文科省基準を超える退職金の額を決めた場合、その差額をその他の経費から付け替えよ、といっています。

学術と学術体制のあり方を問う総合シンポジウム

～学術研究の軍事利用を拒否する～～平和・自由・自主・民主的であってこそ学術の発展がある～

◆企画趣旨◆

軍事研究・軍学共同、社会と学術の軍事化に抗して、平和構築に寄与する教育・科学・技術発展とそれを保障する学問の自由、大学の自治の回復・実現を展望し、こうした課題を担う科学者の使命を踏まえた学術と学術体制のあり方、その次世代の担い手の育成、国民に開かれた高等教育機関のあり方を探る。

講演

広渡清吾さん(前学術会議会長・東京大学名誉教授)
「科学者コミュニティと軍事研究～科学者に今できること、やってはならないことは何か～」

対談

益川敏英さん(ノーベル物理学賞受賞者)
香山リカさん(精神科医・立教大学教授)

リレートーク

全大教・日本私大教連・各大学(高山進・三重大学名誉教授を含む)・軍学共同反対連絡会他

開催 2017年6月25日(日) 14:00～17:00

場所 明治大学グローバルフロント1F・グローバルホール(東京・御茶ノ水)

主催 日本科学者会議、全国大学高専教職員組合他

資料代 1000円

このような運用をどうやって打破するのが、今後の賃金闘争の課題です。

その他この文科省のFAQは、大学設置審議会の審査の対象につき「学内規定に基づいて設置される」設置研究所・センターなどについては、文部科学省における認可(許可)なく設置可能としています。

詳細は組合まで。

三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年 5月30日(火) 第169号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



意見書

2017年5月22日
国立大学法人三重大学長
駒田美弘殿

2017年4月27日の日付をもって意見を求められた、人事労務に関する諸規程の改正(案)につきまして、下記のとおり意見を提出する。

記

今回の就業規則改正は、特殊勤務手当支給細則2条および39条に、二次救急輪番手当を新設し、2017年6月1日に施行するものである。その金額は、1回あたり医師につき28000円、看護師につき5000円というものである。

今回の改正の特徴は、三重大学医学部附属病院が、従来その責任を負わせられていなかった二次救急につき、津市からの要請に基づき、その担当にあたる医師および看護師に対して支給される輪番手当関連の規定を明記することにある。そこで論点は、第1に、この規則改正の原因となった津市からの要請が、職員に対する使用者・国立大学法人三重大学の指揮命令ということに着目していかなる性格を有するものなのか、第2に、それは現在の三重大学医学部附属病院における輪番手当というもののとりあつかいとどの関係でどのように評価されるのか、そして第3に、その金額は妥当なのかが、それぞれ問題となる。

b第1の論点については、この二次救急が、本来的に三重大学に任せられた任務ではないことに、まずは注意がされなければならない。三重大学医学部附属病院は、2012年段階で、県立総合医療センター、市立四日市病院、伊勢赤十字病院とともに、三重県における三次救急医療施設に指定されている。そこでは、このような三次救急を担当する病院において、二次救急は、いわば派生的な役回りであるという位置づけが確認されなければならない。したがって、今回の特殊勤務手当支給細則の改正の対象となる二次救急輪番手当とは、その原因となる医療活動が、本来的に三重大学医学部附属病院に課せられた責務とはいいがたい業務なのである。そこで指揮命令者である国立大学法人三重大学は、今回のような二次救急医療活動を医師および看護師に対して命じるという場合に、そもそも本来業務ではない業務を命じるのであるということ、今回の就業規則等改正においても出発点にしなければならないのである。

第2に、そうであるとすれば、あらためて救急業務における輪番手当の支給の是非が問題となる。この場合、他の民間の病院、たとえば2012年4月現在において二次救急医療機関に指定されている(「三重県保健医療計画(第5次改訂版)」(2013年)156ページ)津生協病院では、日直について、輪番以外での当直が平日(翌日が平日である場合)の20時から8時30分の勤務につき6000円がつくのに対し、輪番の場合には5000円の輪番手当がつき、合計で11000円となる。同様に平日でも翌日が休日である場合には20時から9時までの勤務につき6500円がつくのに対して、輪番の場合は5000円を加算した11500円となる。

このように、津生協病院は、通常の業務としての二次救急について、すでに輪番手当を導入しているのである。三次救急医療施設である三重大学医学部附属病院では、同様のとりあつかいがされてこなかったことを、あらためて認識する必要がある。

そのうえで、第3に、看護師についての5000円という額の妥当性が問題となる。すでに述べたように、津生協病院においては、すでにその本来的な二次救急医療業務について、5000円の輪番手当を支給している。これに対して三重大学医学部附属病院では、本来的な業務であるはずの三次救急について、従来から輪番手当が存在しなかったのである。そして今回、津市からの要請もあって、津市二次救急輪番業務を命じられた場合について、あらためて輪番手当を支給することとしたものであり、その金額も5000円であるというものである。すなわち、全体として見ると、本来業務でもない業務が新たに「負担」としてかかってくるにもかかわらず、他の病院で支給されている輪番手当の金額と同額しか支給されないというのである。このような対応をどのように考えるのが問題であろう。

過半数代表者は、ただちにこの輪番手当の創設そのものに反対するものではない。しかしながら、その金額について、適切な配慮がなされているとはいいがたいといわざるをえない。

以上

本来業務外の2次救急業務に 輪番手当5000円

低すぎるのではないか?

津市から、本来業務外で、今回の就業規則改正は、ある2次救急の一部実施に、元来、3次救急を担当する。元来、3次救急を担は、2次救急は本来業務で、津市は、さ

らに2次救急を一部担当し、てもらったために三重大学附属病院の2次救急輪番手当分を予算措置しています。今回の過半数代表者の意見は、このような本来業務でもない2次救急輪番手当でもない2次救急輪番手当を5000円支給しては、2次救急を本来業務とする津生協病院で、すでに2次救急輪番手当を5000円支給しています。